

平成十一年法律第二百号  
国土交通省設置法

目次

第一章 総則（第一条）	国土交通省の設置並びに任務及び所掌事務
第二章 事務	国土交通省の設置並びに任務及び所掌事務
第一節 国土交通省の設置（第二条）	国土交通省の任務及び所掌事務（第三条・第四条）
第二節 審議会等	本省に置かれる職及び機関（第五条）
第一款 設置（第六条）	設置（第六条）
第二款 國土審議会（第七条—第十二条）	國土審議会（第七条—第十二条）
第三款 社会資本整備審議会（第十三条）	社会資本整備審議会（第十三条）
第四款 交通政策審議会（第十四条）	交通政策審議会（第十四条）
第五款 運輸審議会（第十五条—第二十六条）	運輸審議会（第十五条—第二十六条）
第六款 条（第二十七条—第二十九条）	前項に定めるものほか、国土交通省は、同項の任務に関連する特定の内閣の重要な政策に関する内閣の事務を助けることを任務とする。
第七款 特別の機関（第二十七条—第二十九条の三）	国土交通省は、前項の任務を遂行するに当たり、内閣官房を助けるものとする。
第八款 地方支分部局（第三十条—第四十一条）	（所掌事務）
第九款 地方支分部局（第四十七条）	国土交通省は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。
第十款 地方支分部局（第四十八条—第五十一条）	一 国土計画その他の国土の利用、開発及び保全に関する総合的かつ基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務。
第十一款 地方支分部局（第五十二条—第五十四条）	二 国土の利用、開発及び保全に関する基本的な政策に関する事務。
第十二款 地方支分部局（第五十五条—第五十七条）	三 社会資本の整合的かつ効率的な整備の推進（公共事業の入札及び契約の改善を含む。）に関する事務。
第十三款 地方支分部局（第五十八条—第五十九条）	四 総合的な交通体系の整備に関する事務。
第十四款 地方支分部局（第六十条—第六十一条）	五 都市交通その他の地域的な交通に関する基本的な計画及び地域における交通調整に関する事務。
第十五款 地方支分部局（第六十二条—第六十三条）	六 土地の使用及び収用に関する事務。
第十六款 地方支分部局（第六十四条—第六十五条）	七 公共用地取得制度に関する事務。
第十七款 地方支分部局（第六十六条—第六十七条）	八 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）の規定による土地の先買い及び土地開発公社に関する事務を行うこと。
第十八款 地方支分部局（第六十八条—第六十九条）	九 国が行う土地の測量、地図の調製及びこれらに関連する業務に関する事務。
第十九款 地方支分部局（第七十条—第七十一条）	十 測量業の発達、改善及び調整その他の土地の測量及び地図の調製に関する事務。
第二十款 地方支分部局（第七十二条—第七十三条）	十一 建設業（淨化槽工事業を含む。）の発達、改善及び調整並びに建設工事の請負契約の適正化に関する事務。
第二十一款 地方支分部局（第七十四条—第七十五条）	十二 公共工事の前払金保証事業の発達、改善及び調整に関する事務。
第二十二款 地方支分部局（第七十六条—第七十七条）	十三 不動産業の発達、改善及び調整並びに不動産取引の円滑化及び適正化に関する事務。
第二十三款 地方支分部局（第七十八条—第七十九条）	（設置）
第二十四款 地方支分部局（第八十条—第八十一条）	（第一章 総則（目的））
第二十五款 地方支分部局（第八十二条—第八十三条）	この法律は、国土交通省の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めることを目的とする。
第二十六款 地方支分部局（第八十四条—第八十五条）	第二章 國土交通省の設置並びに任務及び所掌事務
第二十七款 地方支分部局（第八十六条—第八十七条）	第一節 國土交通省の設置

2 國土交通省の長は、国土交通大臣とする。

第二節 國土交通省の任務及び所掌事務

（任務）

国土交通省は、国土の総合的かつ体系的な利用、開発及び保全、そのための社会資本の整合的な整備、交通政策の推進、観光立国の実現に向けた施策の推進、気象業務の健全な発達並びに海上の安全及び治安の確保を図ることを任務とする。

第三章 本省に置かれる職及び機関

第一節 特別な職（第五条）

審議会等

第二節 審議会等

第三章 本省に置かれる職及び機関

第一節 特別な職（第五条）

審議会等

十四 宅地の供給、造成、改良及び管理に関する事務

（宅地の供給、造成、改良及び管理に関する事務）

十五 海洋汚染等（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第三条第十五号の二に規定する海洋汚染等をいう。第九十九号において同じ。）

十六 宇宙の開發に関する大規模な技術開発であつて、測量その他の国土の管理、航空保安業務の高度化その他の交通の発達及び改善並びに海上災害の防止に関する事務。

十七 貨物流通の効率化、円滑化及び適正化に関する所掌に係る事務に関する事務。

十八 倉庫業その他の保管事業の発達、改善及び調整に関する事務。

十九 貨物利用運送事業の発達、改善及び調整に関する事務。

二十 石油パイプライン事業の発達、改善及び調整に関する事務。

二十一 國際観光の振興に資する施設に関する事務。

二十二 國際観光の振興に資する施設に関する事務の企画及び立案並びに推進に関する事務。

二十三 國際観光の振興に資する施設に関する事務の企画及び立案並びに推進に関する事務。

二十四 國際観光の振興に資する施設に関する事務の企画及び立案並びに推進に関する事務。

二十五 國際観光の振興に資する施設に関する事務の企画及び立案並びに推進に関する事務。

二十六 國際観光の振興に資する施設に関する事務の企画及び立案並びに推進に関する事務。

二十七 國際観光の振興に資する施設に関する事務の企画及び立案並びに推進に関する事務。

二十八 國際観光の振興に資する施設に関する事務の企画及び立案並びに推進に関する事務。

二十九 國際観光の振興に資する施設に関する事務の企画及び立案並びに推進に関する事務。

三十 國際観光の振興に資する施設に関する事務の企画及び立案並びに推進に関する事務。

三十一 國際観光の振興に資する施設に関する事務の企画及び立案並びに推進に関する事務。

三十二 國際観光の振興に資する施設に関する事務の企画及び立案並びに推進に関する事務。

三十三 國際観光の振興に資する施設に関する事務の企画及び立案並びに推進に関する事務。

三十四 國際観光の振興に資する施設に関する事務の企画及び立案並びに推進に関する事務。

三十五 國際観光の振興に資する施設に関する事務の企画及び立案並びに推進に関する事務。

三十六 國際観光の振興に資する施設に関する事務の企画及び立案並びに推進に関する事務。

十五 政令で定める事業（北海道総合開発計画に基づくものを除く。）に関する関係行政機関の経費の見積りの方針及び配分計画の調整に関する事務。

（政令で定める事業に関する関係行政機関の経費の見積りの方針及び配分計画の調整に関する事務）

十六 株式会社日本政策投資銀行が株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）附則第十五条第一項の規定により同項の規定による解散前の日本政策投資銀行から承継する資産（北海道又は東北地方（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び新潟県の区域をいう。）における政令で定めるものに限る。）の管理に関する事務。

十七 地価対策その他土地に関する総合的基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務。

十八 基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務。

十九 地域開発に関する事務。

二十 地域開発に関する事務。

二十一 地域開発に関する事務。

二十二 地域開発に関する事務。

二十三 地域開発に関する事務。

二十四 地域開発に関する事務。

二十五 地域開発に関する事務。

二十六 地域開発に関する事務。

二十七 地域開発に関する事務。

二十八 地域開発に関する事務。

二十九 地域開発に関する事務。

三十 地域開発に関する事務。

三十一 地域開発に関する事務。

三十二 地域開発に関する事務。

三十三 地域開発に関する事務。

三十四 地域開発に関する事務。

三十五 地域開発に関する事務。

三十六 地域開発に関する事務。

(昭和五十七年法律第八十五号) 第二条第二項に規定する北方領土隣接地域をいう。)の振興及び住民の生活の安定に関する政策企画及び立案並びに推進に関すること。

四十二 アイヌの伝統及びアイヌ文化に関する事務の援助及び助成に関すること。

四十三 防災のための住居の集団的移転を促進する事業の援助及び助成に関すること。

四十四 都市計画及び都市計画事業に関すること。

四十五 土地区画整理事業、市街地再開発事業、民間都市開発事業その他の市街地の整備改善に関すること。

四十六 駐車場及び自動車車庫に関すること。

四十七 都市開発資金の貸付けに関する法律(昭和四十一年法律第二十号)の規定による資金の貸付けに関すること。

四十八 都市公園その他の公共空地及び保勝地の整備及び管理(皇居外苑、新宿御苑及び京都御苑にあっては、これらの整備に限る。)に関すること。

四十九 都市における緑地の保全及び緑化の推進に関すること。

五十 市民農園の整備の促進に関すること。

五十一 屋外広告物に関すること。

五十二 古都(明日香村を含む。)における歴史的風土の保存に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

五十二の二 水道に関する事務の飲用に供する水の利用に関すること。

五十三 下水道に関する事務。

五十四 河川、水流及び水面の整備、利用、保全その他の管理に関する事務。

五十五 水資源の開発又は利用のための施設の整備及び管理に関する事務。

五十六 流域における治水及び水利に関する施策の企画及び立案並びに推進に関する事務。

五十七 公有水面の埋立て及び干拓に関する事務。

五十八 運河に関する事務。

五十九 砂防に関する事務。

六十 地すべり、ぼた山及び急傾斜地の崩壊並びに雪崩による災害の防止に関する事務。

六十一 海岸の整備、利用、保全その他の管理に関する事務。

六十二 水防に関する事務。

六十三 公共土木施設の災害復旧事業に関する事務。

六十四 道路の整備、利用、保全その他の管理に関する事務。

六十五 有料道路(その附帯施設を含む。)の供給、建設、改良及び管理並びにその居住環境の整備に関する事務。

六十六 住宅(その附帯施設を含む。)の供給、資金の融通、貸付債権の譲受け、債務の保証及び住宅融資保険に関する事務。

六十七 独立行政法人住宅金融支援機構の行う被災地における土地及び建物の権利の保全に関する事務。

六十九 建築物(浄化槽を含む。)に関する基準に関する事務。

七十 建築士に関する事務。

七十一 建築物の質の向上その他建築の発達及び改善に関する事務。

七十二 鉄道、軌道及び索道の整備並びにこれらの整備及び運行に関する環境対策に関する事務。

七十三 鉄道、軌道及び索道による運送並びにこれら事業の発達、改善及び調整に関する事務。

七十四 鉄道、軌道及び索道の安全の確保に関する事務。

七十五 鉄道、軌道及び索道に関する事故並びにこれらの事故の兆候の原因並びにこれらの事故に伴い発生した被害の原因を究明するための調査に関する事務。

七十六 鉄道、軌道及び索道の用に供する車両信号保安装置その他の陸運機器の製造、流通及び消費の増進、改善及び調整並びにこれらの陸運機器の製造に関する事業の発達、改善及び調整に関する事務。

九十一 船舶の安全の確保並びに船舶による危険物その他の特殊貨物の運送及び貯蔵に関する事務。

九十二 造船に関する事業の発達、改善及び調整に関する事務。

九十三 船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造、修繕、流通及び消費の増進、改善及び調整に関する事務。

九十四 削除

九十五 モーターボート競走に関する事務。

九十六 船員の労働条件、安全衛生その他の労働環境、福利厚生及び災害補償、船内規律並びに船員手帳に関する事務。

九十七 船員の失業対策及び船員の職業の紹介、職業の指導、職業の補導その他船員の労務の需給調整に関する事務。

九十八 船員の教育及び養成、海技士及び小型船舶操縦士の免許、船舶職員及び小型船舶操縦者の資格及び定員並びに水先に関する事務。

九十九 船舶の航行の安全の確保、船舶の乗組員の適正な労働環境及び療養補償の確保並びに海洋汚染等の防止に係る外国船舶の監督に関する事務。

百一 航空事故及び航空事故の兆候の原因並びに航空事故に伴い発生した被害の原因を究明するための調査に関する事務。

百十 航空路、航空交通管制、飛行計画及び航空機の運航に関する情報の提供に関する事務。

百十一 航空事故及び航空事故の兆候の原因並びに航空事故に伴い発生した被害の原因を究明するための調査に関する事務。

百十二 官公序施設の整備(官公序施設の建設等に関する法律(昭和二十六年法律第百八十一号)第十条第一項各号に掲げるものに限る。)並びに官公序施設に関する基準の設定、指導及び監督に関する事務。

百十三 地方公共団体その他政令で定める公共的団体からの委託に基づき、建設工事又は建設工事の設計若しくは工事管理を行うこと。

百十四 所掌事務に係る一般消費者の利益の保護に関する事務。

百十五 所掌事務に関する情報化に関する事務。

これらの製造に関する事業の発達、改善及び調整に関する事務。

八十三 道路運送車両並びにその使用及び整備に必要な機械器具及び物資の流通及び消費の増進、改善及び調整に関する事務。

八十四 自動車損害賠償責任保険及び自動車損害賠償責任共済に関する事務。

八十五 政府の管掌する自動車損害賠償保障事業に関する事務。

八十六 水上運送及び水上運送事業の発達、改善及び調整に関する事務。

八十七 港湾運送及び港湾運送事業の発達、改善及び調整に関する事務。

八十八 タンカー油濁損害賠償保障契約、一般船舶等油濁損害賠償保障契約及び難破物除去損害賠償保障契約並びに油による汚染損害の補償のための国際基金に関する事務。

八十九 海事思想の普及及び宣伝に関する事務。

九十一 船舶のトン数の測度及び登録に関する事務。

九十二 造船に関する事業の発達、改善及び調整に関する事務。

九十三 船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造、修繕、流通及び消費の増進、改善及び調整に関する事務。

九十四 削除

九十五 モーターボート競走に関する事務。

九十六 船員の労働条件、安全衛生その他の労働環境、福利厚生及び災害補償、船内規律並びに船員手帳に関する事務。

九十七 船員の失業対策及び船員の職業の紹介、職業の指導、職業の補導その他船員の労務の需給調整に関する事務。

九十八 船員の教育及び養成、海技士及び小型船舶操縦士の免許、船舶職員及び小型船舶操縦者の資格及び定員並びに水先に関する事務。

九十九 船舶の航行の安全の確保、船舶の乗組員の適正な労働環境及び療養補償の確保並びに海洋汚染等の防止に係る外国船舶の監督に関する事務。

百一 航空事故及び航空事故の兆候の原因並びに航空事故に伴い発生した被害の原因を究明するための調査に関する事務。

百十 航空路、航空交通管制、飛行計画及び航空機の運航に関する情報の提供に関する事務。

百十一 航空事故及び航空事故の兆候の原因並びに航空事故に伴い発生した被害の原因を究明するための調査に関する事務。

百十二 官公序施設の整備(官公序施設の建設等に関する法律(昭和二十六年法律第百八十一号)第十条第一項各号に掲げるものに限る。)並びに官公序施設に関する基準の設定、指導及び監督に関する事務。

百十三 地方公共団体その他政令で定める公共的団体からの委託に基づき、建設工事又は建設工事の設計若しくは工事管理を行うこと。

百十四 所掌事務に係る一般消費者の利益の保護に関する事務。

百十五 所掌事務に関する情報化に関する事務。

百一 港湾の整備、利用、保全及び管理に関する事務。

百二 航路の整備、保全及び管理に関する事務。

百三 国が行う海洋の汚染の防除に関する業務に係る事務。

百四 航空運送及び航空に関する事業(航空機及びその装備品の生産(修理については、航空機製造事業者の行うものに限る。)に関するもの)の発達、改善及び調整に関する事務。

百五 航空機の登録及び航空機抵当に関する事務。

百六 航空機の安全の確保及び航空機の航行に起因する障害の防止並びに航空機の航行の安全の確保に関する事務。

百七 航空機及びその装備品の修理及び改造(航空運送事業者又は航空機使用事業者の行う自家修理及びこれに準するものに限る。)並びに流通及び消費の増進、改善及び調整に関する事務。

百八 航空従事者の教育及び養成並びに航空従事者に関する証明に関する事務。

百九 空港法(昭和三十一年法律第八十号)第二条に規定する空港その他の飛行場(以下「空港等」という。)及び航空保安施設の設置及び管理並びに空港等の設置及び管理に関する環境対策に関する事務。

百十 航空路、航空交通管制、飛行計画及び航空機の運航に関する情報の提供に関する事務。

百十一 航空事故及び航空事故の兆候の原因並びに航空事故に伴い発生した被害の原因を究明するための調査に関する事務。

百十二 官公序施設の整備(官公序施設の建設等に関する法律(昭和二十六年法律第百八十一号)第十条第一項各号に掲げるものに限る。)並びに官公序施設に関する基準の設定、指導及び監督に関する事務。

百十三 地方公共団体その他政令で定める公共的団体からの委託に基づき、建設工事又は建設工事の設計若しくは工事管理を行うこと。

百十四 所掌事務に係る一般消費者の利益の保護に関する事務。

百十五 所掌事務に関する情報化に関する事務。



号)、住生活基本法(平成十八年法律第六十号)、住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号)第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる公営住宅法の一部を改正する法律(平成八年法律第五十五号)の規定による改正前の公営住宅法(昭和二十一年法律第一百九十三号)、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十号)、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

前項に定めるもののほか、社会資本整備審議会の組織所掌事務及び委員その他の職員その他社会資本整備審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

**第四款 交通政策審議会**

第十四条 交通政策審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国土交通大臣の諮問に応じて交通政策に関する重要事項を調査審議すること。
- 二 前号に規定する重要事項に関し、関係各大臣に意見を述べること。
- 三 交通政策基本法、観光立国推進基本法(平成十八年法律第一百七号)、全国新幹線鉄道整備法(昭和四十五年法律第七十一号)、海上運送法(昭和二十四年法律第八十号)、

本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法(昭和五十六年法律第七十二号)、造船法(昭和二十五年法律第二十九号)、臨時船舶建造調整法(昭和二十八年法律第一百四十九号)、船員法(昭和二十二年法律第一百号)、最低賃金法(昭和三十四年法律第一百三十七号)、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第一百三号)、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和四十一年法律第一百三十二号)、船員災害防止活動の促進に関する法律(昭和四十二年法律第六十一号)、青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和四十五年法律第九十八号)、勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第一百十三号)、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行

う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律八十八号)第二条第四号に規定する不利益処分

(以下「不利益処分」という。)を除く。)のうち、運輸審議会が軽微なものと認めるものについては、国土交通大臣は、運輸審議会に諮らなければ行うことができる。

第六年法律第一百九十三号)、船員職業安定法(昭和二十三年法律第一百三十号)、船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和二十六年法律第一百四十九号)、

水先法(昭和二十四年法律第二百二十一号)、港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)、港湾整備促進法(昭和二十八年法律第一百七十号)、広域臨海環境整備センター法(昭和五十六年法律第七十六号)、空港法、気象業務法(昭和二十七年法律第一百六十五号)及び海上交通安全法(昭和四十七年法律第一百十五号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

前項に定めるもののほか、交通政策審議会の組織所掌事務及び委員その他の職員その他交通政策審議会に関し必要な事項は、政令で定めること。

**第五款 運輸審議会**

**第十五条 運輸審議会は、鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)、軌道法(大正十年法律第七十六号)、都市鉄道等利便増進法(平成十七年法律第四十一号)、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成十七年法律第八十五号)、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成十九年法律第五十九号)、都市の低炭素化の促進に関する法律(平成二十四年法律第八十四号)、道路運送法(昭和二十六年法律第一百八十三号)、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十八号)、特定地域及び準特定期域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(平成二十一年法律第六十四号)、海上運送法、内航海運業法(昭和二十七年法律第一百五十一号)、内航海運組合法(昭和三十二年法律第一百六十二号)、港湾運送事業法(昭和二十六年法律第一百六十一号)、港湾法及び航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)の規定により同審議会に諮ることを要する事項のうち国土交通大臣の行**

う裁決をする場合には、運輸審議会に諮らなければならない。

第一項に規定する事項に係る处分等及び前項

に規定する裁決(行政手続法(平成五年法律第一

号)、公聴会)の結果、委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行

うものとする。

**第十六条 運輸審議会は、委員六人をもつて組織する。**

**第十七条 運輸審議会は、委員六人をもつて組織する。**

**第十八条 運輸審議会は、委員のうち四人は、非常勤とする。**

**第十九条 運輸審議会は、別に法律で定める。**

**第二十条 国土交通大臣は、委員が心身の故障のため職務の遂行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。**

**第二十一条 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。**

**第二十二条 委員は、在任中、国土交通大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は當利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。**

**第二十三条 運輸審議会は、第十五条第一項に規定する事項及び同条第二項の規定により付議された事項については、必要があると認めるとときは、公聴会を開くことができ、又は国土交通大臣の指示若しくは運輸審議会の定める利害関係人の請求があつたときは、公聴会を開かなければならない。**

**第二十四条 運輸審議会は、その職務を行った場合に、必要があると認めるときは、次に掲げる事項を行なうことができる。**

**第二十五条 第十五条第一項に規定する事項に係る不利益処分については、行政手続法第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。**

**第二十六条 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行**

**うものとする。**

**第二十七条 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行**

**うものとする。**

**第二十八条 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行**

**うものとする。**

**第二十九条 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行**

**うものとする。**

**第三十条 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行**

**うものとする。**

**第三十一条 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行**

**うものとする。**

**第三十二条 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行**

**うものとする。**

**第三十三条 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行**

**うものとする。**

**第三十四条 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行**

**うものとする。**

**第三十五条 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行**

**うものとする。**

**第三十六条 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行**

**うものとする。**

**第三十七条 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行**

**うものとする。**

**第三十八条 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行**

**うものとする。**





<p><b>第三条</b> 第五条第一項の国土交通審議官のうち一人は、当分の間、置かれるものとする。 (審議会等の設置の特例)</p> <p><b>第四条</b> 令和十一年三月三十一日までの間、奄美群島振興開発特別措置法の定めるところにより国土交通省に置かれる奄美群島振興開発審議会は、本省に置く。</p>	<p>2 令和十一年三月三十一日までの間、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第四条第一項に規定する小笠原諸島をいう。)の総合的な振興及び開発に関する政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p>
<p><b>第五条</b> 第二条第一項に規定する過疎地域をいう。以降の規定による事務を達成するため、第四条第一項各号及び前項の表の下欄に掲げる事務のほか、当分の間、日本国有鉄道の改革に関する事務、自動車損害賠償保険法及び自動車損害賠償責任再保険特別会計法の一部を改正する法律(平成十三年法律第八十三号)附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされた同法第一条の規定による改正前の自動車損害賠償保険法(昭和三十年法律第九十七号)の規定に基づく再保険関係及び保険関係に係る自動車損害賠償責任再保険事業及び自動車損害賠償責任共済保険事業に関する事務並びに特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法(平成二十四年法律第五十二号)第三条第一項に規定する特定保険者交付金交付契約に関する事務をつかさどる。</p> <p>(国土交通審議官の設置期間の特例)</p>	<p>2 令和十一年三月三十一日までの間、離島振興計画(離島振興法第四条第一項に規定する離島振興計画をいう。)に基づく公共事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関する事。</p>

土交通省に置かれる小笠原諸島振興開発審議会は、本省に置く。  
(国土審議会の所掌事務の特例)

期限  
事

山村の振興に関する総合的な政策に  
計画に関する調査及び調整その他の事

(平成二年四月二五日法律第三百四号)  
抄

(平成二年四月二五日法律第三百四号)  
抄

附則	(施行期日) 抄
<b>第一条</b> この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	<b>附 則</b> (平成一三年六月二二日法律第六 一 号) 抄
	(施行期日)
	<b>第一条</b> この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。
	(政令への委任)
	<b>第二十一条</b> 附則第六条から第十三条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。
	<b>附 則</b> (平成一三年六月二九日法律第八 三号) 抄
	(施行期日)
	<b>第一条</b> この法律は、平成十四年四月一日から施行する。
	<b>附 則</b> (平成一三年七月一一日法律第一 〇三号) 抄
	(施行期日)
	<b>第一条</b> この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
	<b>附 則</b> (平成一三年七月一一日法律第一 一二号) 抄
	(施行期日)
	<b>第一条</b> この法律は、平成十三年十月一日から施行する。
	<b>附 則</b> (平成一四年三月二七日法律第三 四号) 抄
	(施行期日)
1 この法律は、公布の日から施行する。	
<b>第一条</b> この法律は、平成十四年七月一日から施行する。	<b>附 則</b> (平成一四年五月三一日法律第五 四号) 抄
	(施行期日)



## (施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四条、第十条（国土交通省設置法第十五条の改正規定を除く。）、第十二条及び第十三条並びに次条、附則第三条、第五条から第八条まで、第十条、第十二条及び第十三条の規定を定める。平成十八年四月一日

**第七条** 附則第二条から前条までに規定するもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

**第八条** 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定の実施状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成一八年六月八日法律第六一  
号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**第十七条** この附則に規定するもののはか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（施行期日）

**第一条** この法律は、平成十九年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

**附 則（平成一八年六月一四日法律第六  
八号）抄**

**第一条** この法律は、平成十九年一月一日から施行する。

**附 則（平成一八年二月二〇日法律第  
一七号）抄**

（施行期日）

**第一条** この法律は、平成十九年一月一日から施行する。

（施行期日）

**附 則（平成一九年三月三〇日法律第五  
二号）抄**

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年五月一五日法律第五  
九号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定めたる日から施行する。

附 則（平成一九年六月一三日法律第八  
五号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

三 附則第二十六条から第六十条まで及び第六十二条から第六十五条までの規定 平成二十一年十月一日

附 則（平成一九年一一月二一日法律第一  
一五号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則（平成二〇年五月二日法律第二六  
号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則（平成二〇年五月二日法律第二六  
号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律による改正前の法律（これに基づく命令を含む。以下この条において「旧法令」という。）の規定により次の表の中欄に掲げる従前の国の機関（以下この条において「旧機関」という。）がした認可、指定その他の処分又は通知分又は通知その他の行為は、この法律の施行後は、政令で定めるところにより、この法律による改正後の法律（これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。）の相当規定に基づいて、同表の下欄に掲げる相当の国等の機関（以下この条において「新機関」という。）がした認可、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

附 則（平成二〇年六月一八日法律第七  
三号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二〇年六月一八日法律第七  
四号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、平成十九年一月一日から施行する。

附 則（平成二〇年六月一八日法律第七  
五号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

## 二 航空・鉄道事故調査委員会

委員会

運輸安全委員会

（政令への委任）

**第七条** 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置の実施状況を勘案し、必要があると認めるときは、運輸の安全の一層の確保を図る等の観点から運輸安全委員会の機能の拡充等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成二〇年六月六日法律第五  
三号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（国土交通省設置法の一部改正に伴う調整規定）

第十二条 施行日が国土交通省設置法等の一部を改正する法律の施行の日前である場合には、同法の施行日の前日までの間における国土交通省設置法第四十三条第四号の規定の適用については、同号中「及び船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）」とあるのは、「船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）」及び

第三条法律（昭和二十三年法律第百三十号）」とする。

附 則（平成二〇年六月一八日法律第七  
八号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成二〇年六月一八日法律第七  
九号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則（平成二一年三月三一日法律第八  
一号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則（平成二一年三月三一日法律第八  
二号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則（平成二一年三月三一日法律第八  
三号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二一年三月三一日法律第八  
四号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

## 第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置の実施状況を勘案し、必要があると認めるときは、運輸の安全の一層の確保を図る等の観点から運輸安全委員会の機能の拡充等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（検討）

（政令への委任）

**第七条** 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置の実施状況を勘案し、必要があると認めるときは、運輸の安全の一層の確保を図る等の観点から運輸安全委員会の機能の拡充等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成二二年三月一七日法律第三  
三号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、附則第三条の改正規定及び

その他の規定により新機関に対してその手続をしなければならないとされた事項について、その手續がされていないものについては、この法律の施行後は、政令で定めるところにより旧機関に対して届出その他の手続をしなければならないとされる事項で、この法律の施行の日前にその手續がされないものについては、この法律の施行後は、政令で定めるところにより、これを、新法令の相当規定により新機関に対してその手続をしなければならないとされた事項について、その手續がされないものとみなして、当該相

（施行期日）

**第一条** この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、附則第三条の改正規定及び

その他の規定により新機関に対してその手続をしなければならないとされた事項で、この法律の施行の日前にその手續がされないものについては、この法律の施行後は、政令で定めるところにより、これを、新法令の相当規定により新機関に対してその手續をしなければならないとされた事項について、その手續がされないものとみなして、当該相

（施行期日）

**第一条** この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則（平成二二年三月一七日法律第三  
四号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則（平成二二年三月一七日法律第三  
五号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則（平成二二年三月一七日法律第三  
六号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則（平成二二年三月一七日法律第三  
七号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二二年三月一七日法律第三  
八号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

（政令への委任）

&lt;p







(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。  
**附 則** (令和六年三月三〇日法律第六号)  
**第一条** (施行期日)  
この法律は、令和六年四月一日から施行する。